

簡易保険支局平常事務請負制（臨時雇）に關する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年五月三十一日

木下源吾

参議院議長 松平恒雄殿

簡易保険支局平常事務請負制(臨時雇)に関する質問主意書

衆議院、参議院の各委員会において逓信大臣、労働大臣又は同井保険局長より請負制(臨時雇)は行なはぬ旨(要旨)のはつきりした答弁がありましたにかかわらず平常事務の事務量増加のため、事務当局は本日(五月三十一日)第一次臨時雇を受入れる処置に出たのである。

本件実施に際して大臣決裁の文書はすでに大臣宛提出済みであり、この決裁は当然なされるものとして未決裁のまますでに実施の運びとなつたのであり、これは最高責任者たる大臣の責任ある国会答弁を無視したのか又立法院の審議等を無視したのか、事は一簡易保険のみの問題でなく、かかる処置が他にも表はれることも当然予想せられ、ここに重大なる関心の下に質問書を提示し関係各官よりの文書による責任ある回答を願う次第です。